

## 別紙 1 維持管理・運營業務委託費の構成及び支払方法

### 1. 維持管理・運營業務の対価

(1) 維持管理・運營業務委託費の構成

表 3 維持管理・運營業務委託費の構成

年度	期間	固定費	修繕費・改築費	変動費	合計
令和●年 度	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
合計					

なお、支払は四半期ごとなども可能とし、詳細は市との協議により決定する。以下では、毎月支払いとした場合の算出方法を示す。

#### ア 固定費

維持管理・運營業務のうち固定費は、人件費、SPC運営費など、汚泥処理量にかかわらず生じる固定的な費用を指し、維持管理・運営期間中の毎月支払う。

固定費は年度ごとに一定額を支払うものとし、下記の式により算出する。

なお、維持管理期間の開始が当初の予定から遅れた場合や維持管理を行わなかった期間がある場合には、日割り計算による減額を行うものとし、日割り計算は1年を365日として計算する。

$$\text{固定費（円/月）} = \text{年あたりの維持管理費（固定費）（円/年）} \\ \div 12 \text{（月/年）}^*$$

※令和6年度は6（月/年）。

#### イ 修繕費・改築費

修繕費及び改築費は、修繕又は改築完了後に、市と事業者の契約した額に基づき支払う。なお、計画下水汚泥供給量の変更に伴い契約が不相当となった場合は、両者の協議により変更する。

#### ウ 変動費

維持管理・運營業務のうち変動費は薬品費、燃料費など、汚泥処理量により変動する費用を指し、従量制で維持管理・運営期間中に毎月支払うものとする。

上水は大在水資源再生センターから調達し、電気については、大在水資源再生センターの引込から分岐する場合は大在水資源再生センターから調達し、別受電とする場合は事業者自らが調達する。燃料、薬品等は事業者自らが調達する。

変動費は下記の式により算出する。

$$\text{変動費 (円/月)} = \text{汚泥処理量 (t-wet/月)} \times \text{変動費単価 (円/t-wet)}$$

#### (2) 維持管理・運營業務委託料の支払方法

維持管理・運營業務委託料は、令和6年10月から令和27年3月までの20年6か月間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、事業者に対して毎月支払うものとする。

事業者は、業務月間報告書を毎月業務終了後、翌月5日までに提出し、市は、当該業務月間報告書の提出を受けた日から10日以内に、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、文書等により通知する。

事業者は、業務月間報告書について市の承諾を得た後速やかに、当該月に係る各業務月間報告書に基づいた当該月の維持管理・運營業務委託料に係る請求書を市へ提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内に、維持管理・運營業務委託料を支払うものとする。

## 2. ユーティリティ費の負担について

電気料金、水道料金、電気保安手数料は市が負担する。その他のユーティリティ費（燃料費、薬品費等）は事業者の負担とする。

なお、価格評価にあたり別紙「優先交渉権者選定基準」に基づき提案電気料金を算出すること。

実際の汚泥処理にかかった電気料金単価（＝電気料金<sup>\*</sup>／実際の汚泥処理量）が提案電気料金単価（＝提案電気料金／予定処理量）を上回った場合は、上回った電気料金相当額を差し引いた額を委託料として支払う。

※水処理維持管理業者あるいは市が支払う電気料金の明細書に基づいて、市が算出した本事業の電気料金

### 3. 物価変動等による維持管理・運營業務の対価の見直し

#### (1) 見直しの時期

維持管理・運營業務委託費について一定以上の物価変動等が生じた場合、維持管理・運營業務委託費の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、毎年度7月に翌年度以降の維持管理・運營業務委託費について行うものとする。

~~また、見直しは毎年度行うが、契約変更は基本的に3年に1回行うものとする。また、大幅な物価変動により事業に支障をきたす場合は、上記によらず協議を申し出ることができる。~~

#### (2) 見直しの条件

維持管理・運營業務委託費を構成する費用項目に対応した指標の変化率( $\alpha$ ) ~~及び各費用項目の額からに基づいて~~算出される物価変動等による当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費の変動率( $\beta$ )が、 $\pm 1.5$ パーセントを超える場合に見直しを行うものとする。

価格の変動は様式 5-5 に基づく契約額を対象に行う。

#### (3) 算出方法

次に従い、当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費を決定する。

##### ア 物価変動等の指標

費用項目に対応した物価変動等の指標は次のとおりとする。当該指標は、事業者の行う提案について、合理性及び妥当性があると市が認める場合に限り、市と事業者間で協議を行い見直すことができる。なお、各指標は、各年度の6月末日において入手できる最新の資料によるものとし、直近12か月の平均値(毎月更新されない指標は、直近一年間の平均値又は直近の値)とする。

ただし、再エネ賦課金については次年度の単価が決定した時点で見直す。

表 4 物価変動の指標

費用項目		物価変動等の指標
固定費	人件費	公共工事設計労務単価（大分県 全職種平均）
	その他	優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者の協議により合理的に設定する。
修繕費・改築費		公共工事設計労務単価（大分県 全職種平均）
変動費単価	燃料費	国内企業物価指数の該当する燃料種類（日本銀行調査統計局）
	薬品費	国内企業物価指数の該当する薬品種類（日本銀行調査統計局）

注) 上記によらない費用は、優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者の協議により合理的に設定する。

イ 指標の変化

費用項目に対応する指標の変化率は、当該費用項目に係る当該年度の指標を、最後に運營業務委託費の見直しを行った年度の指標（初めて維持管理・運營業務委託費の見直しを行う場合にあつては、令和5年度契約時点の指標（令和5年4月から令和6年3月までの平均値））で除して算出する。

$$\alpha = \left( \frac{\text{見直し時における最新の指標（直近12か月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近12か月の平均値）}} - 1 \right) \times 100$$

$\alpha$  : 変化率 (%)

※  $\alpha$  は、小数点第2位未満切り捨てとする。

ウ 当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

次式により、当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費の変動率を算出する。

$$\beta = (Y / X - 1) \times 100$$

$\beta$  : 変動率 (%)

X : 物価変動等考慮前の当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

Y : 物価変動等考慮後の当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

※ Y は、年間計画処理量に対する X の各費用項目の額に、イで求めた各指標の  $\alpha$  を各費用項目に乗じて算出する。なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。

上記の式により算出した $\beta$ が $\pm 1.5$ パーセントを超える場合、維持管理・運営固定費及び維持管理・運営変動費単価の見直しを行うものとし、当該年度の翌年度以降の維持管理・運営業務委託費はYを採用する。

また、 $\beta$ が $\pm 1.5$ パーセントを超えない場合、当該年度の翌年度以降の維持管理・運営業務委託費はXとし、維持管理・運営固定費及び維持管理・運営変動費単価の見直しは行わない。

#### (4) 見直しに係る調査

事業者は、毎年度、各費用項目の変化率の計算に用いる指標について調査し、維持管理・運営業務委託費の見直し発生の有無にかかわらず、書面により発注者に通知すること。

#### (5) 例外的な見直し方法の採用

維持管理・運営固定費又は維持管理・運営変動費単価を構成する費用項目のうち、(1)から(3)までに定めるところによる見直し方法が適当でないと発注者が認めたものについては、発注者と事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとする。